

「ワーカーズ・コレクティブ法案要綱」(第三次案)

1 目的・基準

(ワーカーズ・コレクティブ法の目的)

- 1 この法律は相互扶助の精神に基づき、働く人たちが出資をして協同で所有し、協同して運営し、協同して働き、営利を目的としない事業を行う組織ワーカーズ・コレクティブが法律上の能力を得ることによって、その自主的な社会的、経済的活動を促進し、参加型社会で地域の生活を豊かにすることを目的とする。

(ワーカーズ・コレクティブの労働)

- 2 ワーカーズ・コレクティブの労働は雇用された労働ではなく、対等な立場で自主的に自己決定し、責任を持つ協同する労働である。

(ワーカーズ・コレクティブの定義)

- 3 ワーカーズ・コレクティブは自立、自由、自己責任、民主主義、平等、公正という理念(価値)に基礎を置き、事業において、正直、公開、社会的責任を大切にする自発的に結びついた人々の団体であり、営利を目的とせず、地域貢献を第一目的に事業を行う働く人たちの協同組合である。

(ワーカーズ・コレクティブの基準)

- 4 ワーカーズ・コレクティブは以下のことを要件とする。
 - 1) 労働の場を協同で作りだすものである。
 - 2) 誰でも意思によって出資をして加入し、また脱退する事が出来る。
 - 3) 一人一票の民主的運営を行い、組織の情報を共有し、一人ひとりが経営責任を負う。
 - 4) 出資に対する配当は、行わないものとする。
 - 5) 非組合員従事者は従事者総数の5分の1を越えない。
 - 6) 解散時には清算後の組合財産は他の協同組合、またはワーカーズ・コレクティブに譲るものとする。
 - 7) 協同組合運動を強化するために、協同組合間協同を進める。
 - 8) 政府その他の公的組織から独立した協同組合であるから、目的および地域社会への責任を果たす上で必要な事業については、公的組織と対等な契約に基づき、連携を行う。

2 事業

(非営利の原則)

- 5 ワーカーズ・コレクティブは就労機会の創出と地域住民の生活に役立つことを目的とし、営利を目的としない。

(事業の種類)

- 6 ワーカーズ・コレクティブはつぎの事業を行う。
 - 1) 環境に配慮し、地域社会に貢献する製造・販売及びサービスの提供を行う。
 - 2) 協同組合相互の協同を促進する事業を行う。
 - 3) 組合員及び、組合員希望者の自立を目指してワーカーズ・コレクティブに関する学習と、社会・経済・環境・福祉等についての知識の向上を図る事業を行う。
 - 4) 組合員の共済に関する事業

5) 前各号に付帯する事業

(名称)

- 7 ワーカーズ・コレクティブは法人とする。
ワーカーズ・コレクティブ、またはワーカーズ・コレクティブの連合組織はその名称の中に「ワーカーズ・コレクティブ」の文字を用いる。

(名称の使用制限)

- 8 ワーカーズ・コレクティブ以外のものは、その名称の中に「ワーカーズ・コレクティブ」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

3 組合員

* 従事組合員の他に利用組合員と出資組合員を規定するかどうか要検討。

(出資)

- 9 組合員は出資一口以上を有しなければならない。
1) 出資一口の金額は均一でなければならない。
2) 1組合員の有することの出来る出資口数の限度は出資総口数の4分の1を超えない範囲(連合組織の組合員にあっては2分の1を超えない範囲)において、定款でこれを定めなければならない。
3) 組合員の責任はその出資金額を限度とする。

(資格)

- 10 ワーカーズ・コレクティブの組合員は協同して労働する。
11 ワーカーズ・コレクティブの事業に従事し、責任を果たす意思のある者が組合員となることができる。

(加入)

- 12 組合員の加入は総会で承認される。

(加入制限)

- 13 ワーカーズ・コレクティブは経営に事由がある場合、又その他の重大な事由がある場合は加入を制限することができる。

(権利と責任)

- 14 組合員は次の権利と責任を有する。
1) 一人1票の議決権と役員選挙権
2) 役員に立候補する権利
3) 要綱・定款の定めに従い組合の秩序を維持する責任を負う。
4) 組合員に対して経費を賦課することができる。

(自由脱退)

- 15 組合員は事業年度末の60日前までに予告し、事業年度をもって脱退することができる。

(法定脱退)

- 16 組合員は下記の理由で脱退する。
1) 組合員たる資格の喪失
2) 組合員の死亡及び解散

3) 除名

除名は下記の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により除名することができる。

出資の払込みその他ワーカーズ・コレクティブに対する義務を怠ったとき。
その他定款で定める行為をしたとき

前項の規定により組合員を除名しようとするときは、総会の10日前までにその組合員に通知し、かつ総会において弁明の機会を与えなければならない。

(持ち分の払い戻し)

17 脱退した組合員は、定款の定めるところにより、出資金を限度として持ち分の全部または一部の払戻しを請求することができる。

(時効)

18 脱退した組合員又は会員の請求は2年を時効とする。

(出資口数の減少手続き)

19 定款の定めに従い出資口数を減少させることができる。

4 管理

(定款)

20 定款には次に掲げる事項を記載する。

- 1) 事業
- 2) 目的
- 3) 名称
- 4) 事務所の所在地
- 5) 役員を置く場合役員に関する事項
- 6) 組合員の資格の得喪に関する事項
- 7) 出資金に関する事項
- 8) 総会の招集及び議決に関する事項
- 9) 剰余金処分案または損失処理に関する規定
- 10) 経費の分担に関する規定
- 11) 準備金の額及びその積立に関する規定
- 12) 組合員の権利・責任に関する規定
- 13) 事業年度
- 14) 解散に関する事項
- 15) 定款の変更に関する事項
- 16) 公告の方法

(役員)

21 この法人に役員として理事及び監事を置くことが出来る。

22 役員を置く場合、理事の定数は3人以上とし、監事の定数は1人以上とする。

23 役員は定款のさだめるところにより、総会において選挙する。但し設立当時の役員は設立総会において選挙する。

24 理事は組合員でなければならない。

25 監事のうち組合員でない者は1人を越えることができない。

(法人の代表)

26 理事はこの法人の業務についてこの法人を代表する。

- 27 定款もしくは総会の決議をもって、この法人を代表する理事を定め、理事の互選をもって理事の代表（代表理事）を定める。
- 28 前項の規定にかかわらず、役員を置かないワーカーズ・コレクティブの場合は監事を除く組合員全員がこの法人の業務についてこの法人を代表する。
- 29 定款もしくは総会の決議をもって、この法人を代表する者を定め、会員の互選によって会員の代表（代表者）を定める。

（代表者の任期）

- 30 代表理事または代表者の就任期は1期2年とし、3期6年を限度とする。

（理事会）

- 31 理事会は総会の決定に基づき、日常の業務を執行する。
- 32 理事会は総会で選出された理事をもって構成する。
- 33 理事会の議事は、理事の2分の1以上が出席し、その過半数で決する。

（事業活動の届け出）

- 34 ワーカーズ・コレクティブは会計年度終了後3か月以内につきの書類を主たる事務所の所在地を管轄する所轄庁に届け出なければならない。
 - 1) 事業活動報告書
 - 2) 貸借対照表
 - 3) 損益計算書
 - 4) 定款または登記事項に変更があった場合には、変更後の定款の写し又は登記簿謄本

（届け出情報の公開）

- 35 所轄庁は届け出を受けた時から3年間備え置き、34項に関し何人に対してもその求めに応じ、閲覧又は謄写させなければならない。

（監事）

- 36 監事は次に掲げる職務をおこなう
 - 1) 役員及び代表理事または代表者の執行権に関する監査
 - 2) 組合の財産の状況に関する監査
 - 3) 前2号に関し役員に意見を述べること
 - 4) 前2号の監査の結果、組合の業務または財産に関し不正の行為、または法令、定款に違反する重大な事実があることを認めるときは、総会にその意見を報告する責任を有する。
 - 5) 前号の報告を行うため、監事が組合を代表し総会を招集すること。

（総会の議決事項）

- 37 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。
 - 1) 事業活動報告、貸借対照表、損益計算書、積立金明細書、剰余金処分または損失処理
 - 2) 毎事業年度の予算及び活動方針
 - 3) 借入金の最高限度額
 - 4) 役員の選任及び解任
 - 5) 定款の変更
 - 6) 解散及び合併及び分割
 - 7) 組合員の除名
 - 8) ワーカーズ・コレクティブの連合組織への加入及び脱退
 - 9) その他定款で規定する事項

(総会の招集)

- 38 総会はこの法人の最高議決機関である。総会は通常総会と臨時総会とする。
- 39 通常総会は、毎事業年度の終了後2ヶ月以内に、代表者もしくは、理事会が定款の定める公告により招集する。

(議決の要件)

- 40 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 41 前項の規定にかかわらず、37項の5)6)7)は、定款に別段の定めがあるときを除き、組合員総数の過半数の出席により、その3分の2以上の多数による総会の議決を経なければならない。

(民主主義に基づいた組合員の議決権)

- 42 直接民主主義の運営を心掛け、組合員の議決権は平等である。

5 財務

(剰余金の積立)

- 43 剰余金の積立
- 1) 法定準備金
ワーカーズ・コレクティブは定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の10分の1以上を積み立てなければならない。
法定準備金の額は、出資総額を下回ってはならない。
法定準備金は、損失の補填に当てるほか取り崩すことはできない。
 - 2) 教育積立金
ワーカーズ・コレクティブは組合員の職業的、人間的発達を促進し、協同の理念と方法を社会に普及するために、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を積立なければならない。
 - 3) ワーカーズ・コレクティブ運動をすすめるための積立金
より暮らしやすい豊かな社会をつくるために、ワーカーズ・コレクティブという働き方を広く一般に広め、多くのワーカーズ・コレクティブの設立に向けて、毎事業年度の剰余金の10分の1以上をワーカーズ・コレクティブ運動をすすめるために積み立てなければならない。
 - 4) 教育積立金、ワーカーズ・コレクティブ運動をすすめるための積立金は法人税法上非課税とする。

(剰余金の処分)

* 利用組合員、出資組合員を定める場合は要検討

- 44 剰余金の処分
ワーカーズ・コレクティブは損失を補填し、法定準備金・教育積立金・ワーカーズ・コレクティブ運動をすすめるための積立金を控除した後の剰余金は繰越し・従事分量配当が出来る。

6 設立

(設立)

- 45 ワーカーズ・コレクティブの設立は、4人以上の者が発起人となり、定款を作成し、設立総会の決定を経て、設立とする。

(設立総会)

- 46 発起人が作成した定款の承認、その他設立に必要な事項の決定は、設立総会の議決による。
- 47 設立総会の議事は、組合員たる資格を有するものでその会議開催日までに発起人に対し、会員になると申し出、出資をしたもののうち3分の2以上が出席してその出席者の3分の2以上で決する。

(成立の時期)

- 48 ワーカーズ・コレクティブはその主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

(登記)

- 49 ワーカーズ・コレクティブの設立の登記は下記の事項を記載する。
- 1) 目的
 - 2) 名称
 - 3) 主たる事務所及び従たる事務所
 - 4) 公告の方法
 - 5) 代表理事または代表者及び監事の氏名及び住所

7 解散および合併、分割

(解散の事由)

- 50 ワーカーズ・コレクティブは次の事由によって解散する。
- 1) 総会の決議
 - 2) ワーカーズ・コレクティブの合併
 - 3) ワーカーズ・コレクティブの破産
 - 4) 定款で定めた解散事由の発生
- 51 ワーカーズ・コレクティブは前項の1)または4)により解散した場合は遅滞なく届け出る。

(合併)

- 52 ワーカーズ・コレクティブは他のワーカーズ・コレクティブと合併することができる。

(分割)

- 53 民主的運営を行うために分割することができる。

(合併・分割の手続)

- 54 ワーカーズ・コレクティブが合併・分割するには総会の議決を経なければならない。
- 55 合併・分割によってワーカーズ・コレクティブを設立するには、各ワーカーズ・コレクティブが総会において選任した設立委員が共同して定款作成、役員選任など設立に必要な行為をおこなう。

(合併の時期と効果)

- 56 ワーカーズ・コレクティブの合併は合併後存続するワーカーズ・コレクティブまたは合併によって成立するワーカーズ・コレクティブが登記することで効力を生ずる。
- 57 ワーカーズ・コレクティブの合併は合併後存続するワーカーズ・コレクティブま

たは合併によって成立するワーカーズ・コレクティブは、合併によって消滅したワーカーズ・コレクティブの権利義務を承継する。

- 58 ワーカーズ・コレクティブの組合員の一部が任意に分離して他のワーカーズ・コレクティブを設立するときは、組合財産について出資口数に応じた分割請求を行うことができる。

(清算)

- 59 合併及び破産による解散を除いて、理事が清算人となる。

(財産処分の順序)

- 60 ワーカーズ・コレクティブの清算人は次の順序に従ってワーカーズ・コレクティブの財産を処分する。
- 1) 一般債務の弁済
 - 2) 出資金を限度とした持分の払戻
 - 3) 残余財産は他のワーカーズ・コレクティブに譲る。

8 ワーカーズ・コレクティブの連合組織

(連合組織)

- 61 ワーカーズ・コレクティブは設立の手續きに従い下記連合会、連合組織を設立することができる。
- 1) 都道府県のワーカーズ・コレクティブ連合会
 - 2) 全国のワーカーズ・コレクティブ連合組織
 - 3) 業種及び必要な事業の遂行のための連合組織
- 62 前条の各連合組織はワーカーズ・コレクティブ運動と事業の発展のため、連合し、活動する。その事業は次の事業の全部または一部を行うことができる。
- 1) ワーカーズ・コレクティブの運動と事業の発展に関する知識普及並びに経営及び技術の改善向上を図るための教育及び情報の提供、それに関する施設
 - 2) ワーカーズ・コレクティブに関連する調査、研究、開発
 - 3) ワーカーズ・コレクティブを広めるための広報、情報発信、宣伝事業
 - 4) 組合員に対する事業資金の貸付(手形割引を含む)及び組合員のためにするその借り入れ
 - 5) ワーカーズ・コレクティブの経営企画、事業運営に関する指導
 - 6) 新規設立ワーカーズ・コレクティブの設立に関する相談、指導事業
 - 7) 基金の設置とその管理
 - 8) ワーカーズ・コレクティブに関する事項について、国会、地方公共団体の議会、又は行政庁への建議。
 - 9) 生産、加工、仕入、販売、保管、運送、検査、その他ワーカーズ・コレクティブの事業に関する共同施設
 - 10) 組合員の福利厚生に関する施設
 - 11) 組合員のあらたな事業分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する施設
 - 12) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

9 . その他

- 63 他の法人より移行する場合は簡便に出来ることとする。